

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年12月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500244 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500077 号

第1 結論

請求者のA県B事業所（現在は、A県C事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 2 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 2 日まで

昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、A県D事業所にE職として勤務していたが、年金記録によると、同事業所を管理するB事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は昭和 63 年 9 月 1 日となっており、請求期間に係る被保険者記録がない。

請求期間に係る給与明細書は保管していないが、A県から交付された人事通知書を提出するので、B事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を昭和 63 年 10 月 2 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された人事通知書及び現在D事業所に勤務していた者に係る記録を管理しているA県F事業所から提出された請求者に係る人事記録及び同事業所の回答から判断すると、請求者は請求期間において、D事業所にE職として勤務していたことが認められる。

また、F事業所は、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除の状況について、当時の給与明細が残っておらず不明であると回答している一方で、請求者については、請求期間においてD事業所に勤務（在籍）し、制度上は厚生年金保険の加入の対象者であった旨回答しており、前述の人事記録において、休職等の特段の事情に係る記載は確認できないことを踏まえると、請求者について、請求期間に給与からの厚生年金保険料の控除が継続しない事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、B事業所において昭和 63 年 4 月又は同年 5 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月から同年 10 月までの期間に被保険者資格を喪失している者のうち、12 人に照会を行ったところ、9 人から回答があり、そのうち 6 人は、請求期間当時におけるE職に係る取扱いとして、休職等の特段の事情がなければ、任用期間満了まで継続して勤務し、給与が支払われる取扱いであった旨回答しており、請求者の請求期間について、勤務の継続が認められるにもかかわらず厚生年金保険料の控除が継続しない事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、B事業所における昭和63年8月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F事業所は、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500259 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500078 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 5 年 10 月 31 日から平成 6 年 11 月 1 日まで

私は、A社において、平成 5 年 9 月 1 日から約 1 年間勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が 1 か月しかなく、納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、平成 5 年 9 月 1 日から約 1 年間勤務した旨主張しているが、同社は令和 5 年 6 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役は、請求者の勤務形態、厚生年金保険に係る届出状況及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除状況等について、事業を終了しており確認することができないとして、いずれも不明と回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社における上司又は同僚として複数の名前（姓）を挙げているところ、オンライン記録において、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、請求者が挙げた名前（姓）と同じ姓で、連絡先が判明した者等に照会を行ったが、回答があつた者からは請求者の同社における勤務期間がうかがえる陳述及び回答は得られず、請求者の請求期間における勤務実態について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていいたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500273 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500079 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 38 年 3 月 31 日まで

請求期間のうちの 4 年程の期間について、A社の社長の自宅において、家政全般の業務に従事したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

しかし、請求期間当時、A社の専務から同社の従業員として社長の自宅で勤務してもらっている旨聞かされており、社員旅行にも参加していたので、同社の社長の自宅において家政全般の業務に従事した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社の社長の自宅において家政全般の業務に従事した期間には同社の従業員であった旨主張しているところ、同社の請求期間当時の事業主（代表取締役及び専務とされる取締役）は、既に死亡している上、同社は、請求期間当時に係る人事記録等の資料を保管していないので、請求者の在籍、厚生年金保険料控除及び社長の自宅において家政全般の業務に従事する者を同社の従業員として厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったか否かについては分からぬ旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員に照会したところ、当該照会に回答した者のうち、請求者を知っていると回答した 3 人は、いずれも請求期間に請求者は同社の社長の自宅において勤務していたが、請求者を同社の従業員とする取扱いであったか否かは分からぬ旨回答しており、当該元従業員に対する照会において、請求者が同社に在籍していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、前述の照会において、自身の仕事内容を家政全般、勤務場所を社長又は専務の自宅と回答した者はおらず、当該照会に対する回答から、請求期間当時において、社長宅の家政全般の業務に従事する者をA社における厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったか否かについても明らかとすることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。